

窓口支援事例 【INPIT 茨城県知財総合支援窓口】 平成30年度版

企業情報

アンリエット

所在地	茨城県つくば市		
ホームページ URL	https://henriette-tsukuba.jp/		
設立年	2008年	業種	製造業
従業員数	2人	資本金	—

企業概要

当社は、“食の安全と健康”を考えたパン作りをしています。その実践のために、小麦粉は北海道産国産小麦を使用し、天然酵母を用いた低温・長時間オーバーナイト発酵法を採用することによって、卵や牛乳、バターなどの乳製品、マーガリン、ショートニング、乳化剤などは一切使用せずにパンのおいしさを最大限引き出す製パン技術を日々研究しています。

そのような製パン技術をベースに、さらに栄養成分面での科学的な検討を加え、オンライン商品として健康パンの商品化を積極的に進めています。



自社の強み

“研究学園都市つくば”という地の利を活かして、つくば市内にある国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門を始めとする公的研究機関の支援や助言を頂きながら、健康パンの試作・開発を進めることができます。また、東京へのアクセスの利便性が高く、都内の大学との共同研究を効率よく行うことができます。

また、当社代表は他分野異業種（金属・無機材料系、化学工業系）からの転職を経て、食品分野のパン部門に携わっているため、前職の知識や経験を活かした新しい視点からのユニークな新商品健康パンの開発を行うことができます。



一押し商品

「健康に役立つパンを提供したい」という夢の第一歩として、『マイルド低糖質パン』を開発しました。原材料には、糖質の高い小麦粉や卵、乳製品を使用せず、食物繊維やミネラルの豊富な穀物粉やナツツパウダーを使用しています。その他の健康パンとして、“ふっくらと、おいしく、健康的で、手頃な価格“をコンセプトとして、もち大麦粉や小麦ふすま、発芽玄米粉を使った『健康山食パンシリーズ』も好評です。

・商標権：商標登録第6064700号 『マイルド低糖質パン』

・特許権：特許第6435447号

発明の名称：低糖質パン様食品及びその製造方法



知財総合支援窓口活用の概要（記：窓口担当者）

窓口活用のきっかけ

同社代表は、自然派素材と天然酵母発酵技術によって美味しさを兼ね備えた健康パンの研究開発に取り組み、新たな自然派素材低糖質パンを開発しました。この新しい低糖質パンについて特許をとれば、客観的にオリジナリティが認められ、事業の発展と低糖質パンの普及に貢献できると思い、茨城県よろず支援拠点の紹介により、当窓口に来訪されました。

最初の相談概要

発明の技術ポイントの整理や先行技術調査の助言を行いました。また、専門家（弁理士）と共に明細書作成についても助言を行い、同社代表ご自身で特許出願書類を作成し、特許出願を行いました。

その後の相談概要

漏れのない特許にするため国内優先権の主張を伴う特許出願を二回行った上で、早期審査を申請しました。拒絶理由通知では近い公知例が引用されましたが、専門家（弁理士）と共に対応について助言し、同社代表が審査官との面接に赴き、新たな自然派素材で食物繊維やミネラルの豊富な低糖質なパンをノウハウの保護とともに権利化しました。

また、商品名『マイルド低糖質パン』、同社のロゴマーク（商標登録第6029054号）、普及拡大に向け設立した日本低糖質パン協会のロゴマーク（商標登録第6026945号）について商標権を取得しました。

窓口を活用して変わったところ

日本低糖質パン協会のホームページに主力製品『マイルド低糖質パン』が特許登録、商標登録になったことが掲載され、知的財産を得たことが効果的な宣伝効果を生み、『マイルド低糖質パン』の売上拡大と普及に貢献しています。窓口を活用し、茨城県よろず支援拠点とも連携することにより、主力製品『マイルド低糖質パン』の特許と商標を取得でき、事業戦略・ブランド戦略に資する知財活動の支援ができたと思います。

企業からのメッセージ

小規模事業者が新製品開発に取り組む場合、他社の先行技術がどのようにになっているのか、侵害していないかどうかを事前に調査することは重要ですが、どのように進めていけばよいのか不安が先立ちます。また研究・開発の成果をどのようにして特許出願まで結びつけるか、特許明細書の書き方のスタートから戸惑うものです。これらの不安を払拭し、背中を優しく後押ししながら権利化まで導いて頂ける相談窓口が、『知財総合支援窓口』です。まず気軽にドアをノックされてはいかがですか。

窓口担当者から一言 （氏名：水村 武司）



オリジナルの健康パンを知財で保護して、事業を発展させ、普及させたいという同社代表の積極的な姿勢が、専門家（弁理士）、窓口担当者の助言を引き出していると思います。事業を知財で戦略的に保護したい方は知財総合支援窓口にご相談ください。